

食品衛生法の規定に基づく公表等に関する要領

熊本県健康福祉部健康危機管理課

第1 目的

この要領は、食品衛生法（以下「法」という。）又は法に基づく処分に違反した者があった場合、熊本県特定食品衛生条例（以下「条例」という。）又は条例に基づく処分に違反した者があった場合、食中毒（疑い）が発生した場合及び食品等の自主回収に関する情報提供があった場合における公表の内容について定め、その公平性の確保を目的とする。

第2 法又は法に基づく処分に違反した者があった場合における公表

法第63条の規定による公表は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める内容を公表する。この場合において、輸入又は県外で製造・加工等をされた食品等については、輸入元又は製造・加工等施設を管轄する自治体に情報提供し、公表について協議を行うものとする。

また、農林水産物については、必要に応じて関係部局と協議を行うものとする。

(1) 営業施設に関する行政処分又は書面による行政指導（食品衛生監視員が注意指導票等交付して行った行政指導を除く。(2)、(3)について同じ。)を行った場合（法第55条、第56条関係）

別表第1-①のとおり

(2) 違反食品等に関する行政処分又は書面による行政指導を行った場合（法第54条）

別表第1-②のとおり

(3) 農林水産物の違反に関する行政処分又は書面による行政指導を行った場合（法第54条）

別表第1-③のとおり

* 違反が軽微なもの（当該者の故意、重大な過失等によるものか否か、当該違反による健康影響の程度、当該違反に対する社会的な関心の程度等を勘案して判断する。）であって、当該違反について直ちに改善が図られたもの以外の法違反については、原則として書面による行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう）の対象である。

第3 条例又は条例に基づく処分に違反した者があった場合における公表

食品営業者又は食品行商を営む者に条例第11条の規定による改善命令、営業の停止又は許可の取消しを行った場合には、別表第2に定める内容を公表する。

* 条例第10条の規定による勧告については、熊本県行政手続条例による行政指導に該当するため、現在のところ公表することはできない。

第4 食中毒（疑い）が発生した場合における公表

食中毒（疑い）の発生時には、健康危害の拡大及び再発防止の観点から、行政処分を実施する前に別表第3に定める事項を公表する。

第5 自主回収の情報提供

県内（熊本市を除く。）の製造・加工施設で製造された食品等について、自主回収に関する情報提供に併せて、回収について協力依頼があった場合においては、原則次に掲げる情報を公表するものとする。

- ① 食品等の名称 ② 食品等が特定できる情報（形態、内容、消費期限又は賞味期限、ロット番号、表示事項等） ③ 回収開始年月日 ④ 製造・加工等が行われた事業所の名称及び所在地
⑤ 回収の理由 ⑥ 消費者からの回収方法及び問い合わせ先 ⑦ その他必要な事項

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

違反食品等の公表等について

(平成19年1月30日 健危管第965号 課長通知)

違反食品等の公表等については、食品衛生法の規定に基づく公表等に関する要領（平成18年4月1日施行）及び熊本県食品検査実施要領によるほか、次のとおり行うものとする。

1 公表の区分

対応内容	公表の根拠	公表時期		公表の方法			その他
				報道資料提供	ホームページ		
行政処分 ※1	食品衛生法 に基づく県 の公表要領	行政処分等実施後速やかに公表（個別公表） 〔施設名等公表〕		○	○	原則1週間（回収状況等により必要に応じ延長）	毎月1回の公表
書面による 行政指導				○	○		
始末書・てん末書の徴収	熊本県食品検査実施要領	区分A ※2	措置終了後 ^{※3} 概要を公表（個別公表） 〔施設名等非公表〕		○ ※4	同上	
		区分B ※2	毎月1回公表 （定期公表） 〔統計的公表〕		○ ※5	通年	

※1 行政処分の実施は、「熊本県食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領」による。

※2 行政処分や書面による行政指導を行わない場合については、次のように区分する。

区分A 県境を越えて大量に流通している食品について、農薬等の残留基準違反、食品添加物の過量残存が判明した事案

区分B 区分A以外の事案

※3 輸入食品又は県外で製造（加工）された食品についての措置終了とは、関係自治体に調査依頼を行い、県内において食品衛生法に基づく違反食品の回収等の措置が終了したときをいう。

公表に当たっては、関係自治体と協議を行うものとする。

※4 違反内容、措置状況等事案の概要を事案ごとにホームページに掲載。

※5 一か月分の検査結果に、「違反内容」と「改善済み状況等」を付記。

2 行政処分又は書面による行政指導に係る軽微の判断について

「軽微」の判断については、故意又は重大な過失等によるものか否か、当該違反による健康影響の程度及び社会的な関心の程度等を勘案して判断することとされているが、個別の違反事案に当たっては、当面の間、次表の○印が一つでも該当する場合は軽微でないものと判断する。

故意又は重大な過失	健康影響の程度		社会的な関心の程度	その他 (広域流通の有無等)
	ランク 1	ランク 2		
○	○			

ランク 1：当該違反食品等の摂取等により健康に影響があると考えられる場合

ランク 2：当該違反食品等の摂取等が健康に影響があるとは考えられない場合

3 自主回収の情報提供について

食品衛生法の規定に基づく公表等に関する要領の第5に基づき食品等営業者が行う県への自主回収に関する情報提供の様式は、次のとおりとする。

自主回収着手報告書

平成 年 月 日

熊本県 保健所長 様

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者)

(製造・加工・輸入・販売)した食品等について、下記のとおり自主回収に着手しましたので報告しますとともに、回収を迅速に行うため回収内容の公表をお願いします。

記

1 回収する食品等

(1)商品名(名称)

(2)形態

(3)内容量

(4)賞味(消費)期限

(5)製造ロット番号

(6)表示事項等

(7)その他参考事項

2 製造所の名称及び所在地

3 製造(販売)日毎の製造(販売)量及び出荷(販売)先

4 回収に着手した日

5 回収の理由

6 回収に至った原因

7 回収方法

8 想定される健康への影響

9 担当部署及び担当者名(電話番号)

10 その他(これまでの健康被害の有無)

※ 添付書類:出荷(販売)先一覧表、回収食品等及び表示事項の写真等

(別表第1) 法又は法に基づく処分に違反した者があった場合

公表事項 区分	食品名称等	処分又は書面による行政指導を受けた事業者の氏名	営業施設 所在地	違反理由 (適用条項)	処分等の内容 及び措置状況
① 営業施設に関する行政処分又は書面による行政指導	公表 (営業施設の名称)	公表 * 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地(市町村単位)及び代表者氏名	公表	公表	公表
② 違反食品等に関する行政処分又は書面による行政指導	公表 (食品等名、消費期限又は賞味期限、ロット番号等)	公表 * 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地(市町村単位)及び代表者氏名	公表	公表	公表
③ 農林水産物に関する行政処分又は書面による行政指導	公表 (農林水産物名称)	公表 * 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地(市町村単位)及び代表者氏名	公表 * 生産地等 (市・郡単位)	公表	公表

※ ①で、食中毒と確定して別表第3の公表内容から患者の増加等が生じたときは、当該事実についても併せて公表するものとする。

※ ②、③で、輸入され、又は県外若しくは熊本市内で製造・加工等された食品等については、輸入元又は製造・加工施設等を管轄する自治体に情報提供し、公表について協議するものとする。(生産地が県外又は熊本市内の場合も同様とする。)

※ ③で、生産者や出荷者等の公表については、関係部局と協議して行うものとする。

(別表第2) 条例又は条例に基づく処分に違反した者があった場合

公表事項 区分	営業に係る施設の名称	処分を受けた事業者の氏名	営業施設所在地又は主たる行商の地域	違反理由 (適用条項)	処分等の内容及び措置状況
改善命令、営業の停止若しくは許可の取消し	公表	公表 * 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地(市町村単位)及び代表者氏名	公表	公表	公表

(別表第3) 食中毒(疑い)が発生した場合

	概要等			患者				原因(疑い)営業施設	
	発生年月日	摂食者数 有症者数	医療機関	年齢性別	主な症状	入院・通院の別	患者グループ概要	業種	施設所在地
食中毒(疑い)	公表	公表	公表※1	公表	公表	公表	公表	公表	公表 (市町村単位※2)

※1 医療機関の所在地(市・郡単位)を公表する。

※2 営業施設が特定されるおそれがある場合は市・郡単位とする。